

令和7年

普通肥料生産数量・輸入数量等報告等様式

記入要領

令和8年1月

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

## I 普通肥料生産数量・輸入数量等報告等様式の記入方法等について

### 1 報告等様式について

報告等様式(以下「様式」といふ。)は、登録肥料の生産数量等(様式1)、指定混合肥料の生産数量等(様式2)、登録輸入肥料の輸入数量及び登録外国生産肥料の生産数量等(様式3)、指定混合肥料の輸入数量等(様式4)に分かれていますので、肥料の種類によって該当の様式を選んで報告してください。

様式1及び様式2については、貴社(殿)の事業場が複数ある場合には、事業場ごとに分けて様式を作成し、一括して報告してください。様式が不足する場合は、貴社(殿)にて複写をお願いします。

この報告等の対象は、農林水産大臣への登録に係る普通肥料及び届出に係る普通肥料(指定混合肥料を指す。)となりますので、都道府県知事への登録及び届出に係る肥料については記入しないでください。

また、上記の様式による報告に代えて、肥料情報システム(以下「e 肥料」といふ。)による報告を選択することができます。

報告にあたっては、上記の様式による報告又は e 肥料による報告のいずれか1つの方法で報告してください。なお、e 肥料を用いて登録又は届出を行った普通肥料であるかを問わず、報告の方法は自由に選択することができます。

### 2 記入方法

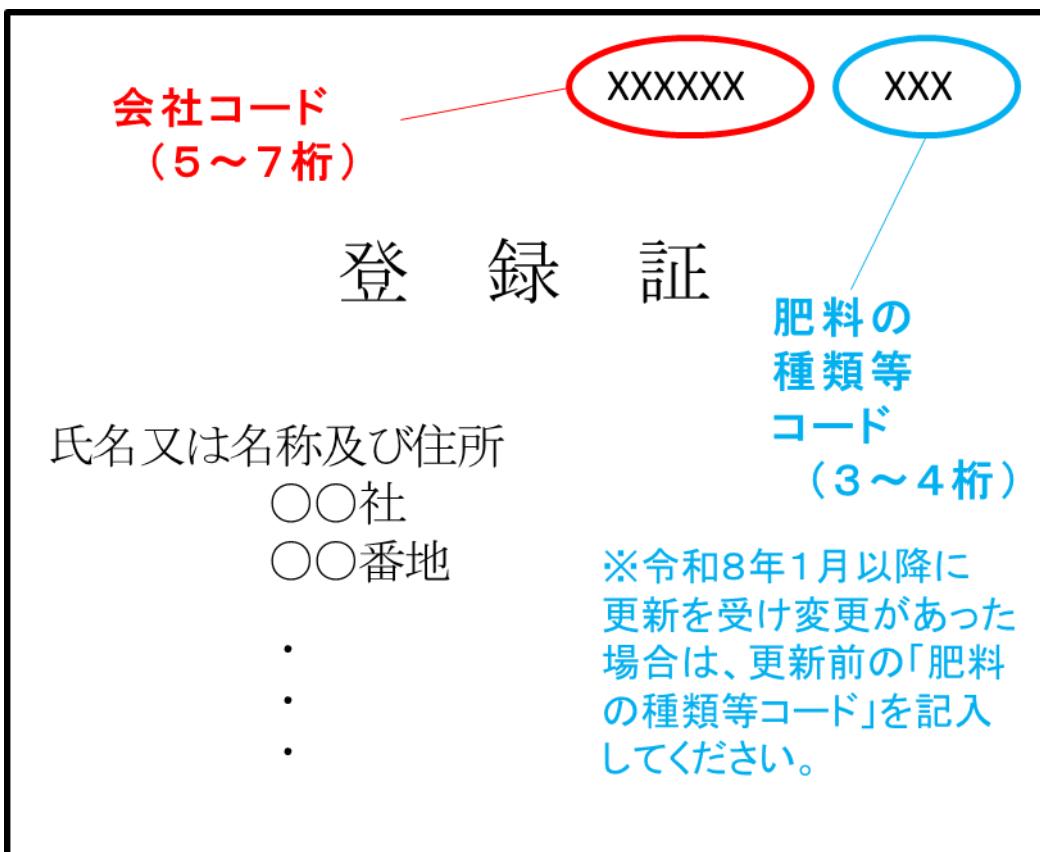
#### (1)会社コード等

① 「会社コード」には、貴社(殿)の会社コードを記入してください(注1)。なお、会社コードが不明な場合は、様式の提出先に照会してください。

また、様式3において登録外国生産肥料の生産数量等を報告する場合は、国内管理人からの報告であっても、登録外国生産業者の会社コードを記入してください。

注1:会社コード等は、お持ちであれば肥料の登録証の右上に記載されています(下図参照)。

(図)



- ② 様式1及び様式2には、別表の1より「事業場所在地コード」を記入してください。
- ③ 「業者名」、「住所」、「電話番号」、「担当者」、「事業場名」及び「事業場所在地」には、それぞれ貴社(殿)の名称、住所、電話番号、担当者名、事業場の名称及び所在地を記入してください。事業場名は、登録申請書等に記載した事業場名としてください。  
なお、住所や事業場名等を報告年の途中で変更した場合は、令和7年12月末のものを報告してください。

## (2) 生産数量・輸入数量

- ① この報告は、農林水産大臣への登録及び届出に係る普通肥料となりますので、都道府県知事への登録及び届出に係る普通肥料を誤って記入することのないよう、肥料の種類や登録番号等を確認してください。
- ② 様式3の「外国生産」の欄について、登録外国生産肥料の場合にあっては「1」と記入してください。輸入肥料の場合には、何も記入しないでください。
- ③ 「肥料の種類等コード」には、生産又は輸入した肥料について、必ず別表の2に記載の種類等コードから選んで記入してください。農林水産大臣の登録を受けた肥料であれば、肥料の種類等コードは登録証の右上に3~4桁で記載されています(前ページ注1)。ただし、令和8年1月1日以降に肥料登録の更新を受け、肥

料の種類コードが変更となった場合にあっては変更前のコードを記入してください  
(別表の2参照のこと)。

- ④ 「肥料の名称」には、登録を受けた又は届出を行った名称を正確に記載してください(ペットネームでの記載は行わないでください)。
- ⑤ 「登録番号」には、生産又は輸入登録肥料(登録外国生産肥料)の登録番号を記入してください。
- ⑥ 生産数量又は輸入数量については、令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に生産又は輸入した肥料を種類別、銘柄別及び輸入国ごとに記入してください(輸出用、肥料以外の工業用及び飼料用に生産した数量は記入しないでください)。なお、数字はすべて右詰めで記入してください。

また、記入する数量はトン単位の整数とし、100 キログラムの位を四捨五入してください。なお、100 キログラムの位を四捨五入しても1トン未満になる場合は、1トンと記入してください。(四捨五入の処理については、「販売数量」及び「うち原料用」の場合も同様です。)

なお、汚泥肥料を生産して、「産業廃棄物」として処理した場合は、生産数量に計上しないでください。

### (3)販売数量

- ① 「販売数量」には、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、販売した数量を記入してください(輸出用、肥料以外の工業用及び飼料用に販売した数量は記入しないでください)。
- ② 「うち原料用」には、販売数量のうち、他の肥料の原料用として、他の生産業者等(経済連等を経由した場合を含む。)に販売した数量を記入してください(自社内で他の肥料の原料とした場合は除いてください。)。

### (4)原材料等コード

「原材料等コード」には、下の要領に従い、左から「堆肥等原料」、「硝抑材入り」、「農薬入り」にあたる数字を記入し、3桁のコードとして記入してください。

- ① 「堆肥等原料」には、原料として「堆肥」又は「動物の排せつ物」(特殊肥料)を使用して生産した場合には「1」と、その他の有機質の原料を使用して生産した場合には「2」と、「1」と「2」の両方に当てはまる場合には「3」と記入してください。なお、これらに該当しない場合(堆肥、動物の排せつ物またはその他の有機質の原料を使用していない場合)には「0」と記入してください。
- ② 「硝抑材入り」には、硝酸化成を抑制する材料(例:ジアンジアミドなど)を使用して生産したものである場合には「1」と記入し、使用していない場合には「0」と記入してください。
- ③ 「農薬入り」には、農薬を使用して生産したものである場合には「1」と記入し、使用していない場合には「0」と記入してください。

#### (参考)原材料等コードの例

- 堆肥使用、硝抑材使用、農薬なしの原材料等コード:「110」
- 堆肥と米ぬか使用、硝抑材なし、農薬なしの原材料等コード:「300」

#### (5)輸入国等(様式3及び様式4のみ)

- ① 「輸入国コード」には、別表の3により輸入国のコードを記入してください。
- ② 「輸入国名」には、輸入国コードで「0」(その他の国)を記入した場合のみ輸入国名を記入してください。
- ③ 「輸入国コード」及び「輸入国名」には、原則として肥料を生産した国(原産国)を記入してください。原産国が不明な場合は、輸入元国を記入してください。

#### (6)e 肥料による報告

e 肥料アカウントをお持ちの場合、e 肥料により報告することができます。e 肥料による報告方法は、e 肥料の「新着情報一覧」に「e 肥料による提出要領」を掲載していますので、御覧ください。

e 肥料を初めて利用する場合は新規に e 肥料 ID 及びパスワードの発行が必要となりますので、アカウント申請を行ってください。なお、アカウント申請からシステム利用開始通知の送付までは1週間程度要しますので、お時間に余裕をもって申請してください。

#### 3 肥料の生産・輸入等の実績がない銘柄について

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に、肥料の生産、輸入及び販売の実績がない銘柄は記載しないでください。

全ての銘柄について生産又は輸入等の実績がない場合には、その旨を文書等で報告してください。様式の「肥料の名称」の欄に「実績なし」と記入して提出いただいても構いませんので、必ず報告をお願いします。

また、生産及び輸入の両方の業務を行っており、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に一方の実績がない場合は、実績のある業務の報告と併せて、もう一方の業務の実績がない旨を報告してください。

## II 電子メールによる提出(様式を用いて報告される場合)

- 1 電子メールでの提出を希望される場合は、中国四国農政局ホームページから、「報告等様式【別紙1】(中国四国農政局版)」をダウンロードして、PCなどに保存の上、記入要領等に基づき記載をお願いします。
- 2 記載内容を確認後、報告等様式を添付の上、【肥料窓口専用メールアドレス】宛に報告をお願いいたします。
- 3 「メールの件名」及び「ファイル名」は「会社コード\_事業者名【別紙1】令和7年報告」と

してください。

(例)12345\_〇△株式会社【別紙1】令和7年報告

- 4 提出先【肥料窓口専用メールアドレス】[hiryou\\_madokuchi.chushi@maff.go.jp](mailto:hiryou_madokuchi.chushi@maff.go.jp)に電子メールにより報告してください。
- 5 郵送もしくはファックスにより報告する場合は、「Ⅲ 問合せ先及び報告等様式の提出先」に送付してください。

### Ⅲ 問合せ先及び報告等様式の提出先

農林水産省中国四国農政局消費・安全部農産安全管理課

住 所 : 〒700-8532

岡山市北区下石井一丁目4番1号 岡山第2合同庁舎内

電 話 : 086-224-4511(内線 2376・2378・2377)

電子メール : [hiryou\\_madokuchi.chushi@maff.go.jp](mailto:hiryou_madokuchi.chushi@maff.go.jp)

ファックス : 086-224-4530

### Ⅳ 御要望・御意見

本報告等に関して、システムを用いたオンライン報告やその他御要望・御意見があれば、下記の連絡先に電子メールにてお寄せください。なお、本報告等に関する問合せ先は上のⅢ宛てにお願いいたします。

(連絡先)

大臣官房広報評価課([chousa\\_goiken@maff.go.jp](mailto:chousa_goiken@maff.go.jp))及び消費・安全局農産安全管理課  
([nouan\\_hiryo@maff.go.jp](mailto:nouan_hiryo@maff.go.jp))